

令和3年2月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和3年2月総会議事録

1 日 時 令和3年2月15日（月） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (6件)
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (4件)
- 第4号 農地転用の事業計画の変更について (1件)
- 第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権7件・農地中間管理事業に係る利用権25件)
- 第6号 農地の権利取得後における下限面積（別段の面積）の設定について
(1件)

報告事項

- 1 農地法第3条1項第13号の規定による届出を受理したもの (2件)
- 2 土地現況証明報告（非農地証明） (1件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(利用権4件・農地中間管理事業に係る利用権14件・
農地中間管理事業に係る耕作者の変更2件)

4 その他

- ・次回総会 3月15日（月） 午前9時30分から 市役所3階大会議室
- ・現地調査 3月 5日（金） 予定
- ・農地利用最適化推進地区別会議
 - 長門地区 2月22日（月） 午前10時から 市役所4階会議室
 - 三隅地区 2月22日（月） 午後 2時から 三隅支所
 - 日置地区 2月25日（木） 午前10時から 日置農村環境改善センター
 - 油谷地区 2月25日（木） 午後 2時から ラポール油谷
- ・令和3年度の定例総会開催予定日及び申請書締切日（案）について

4 出席委員（18人：議席順）

1 番 野中 保志	2 番 藤川 久志	3 番 大田 寛治
4 番 林 一志	5 番 深水 一男	6 番 河野 八千代
7 番 高林 司	8 番 名和田 栄治	9 番 大田 裕美
10 番 大汐 光晴	12 番 林 弘幸	13 番 岡本 勇二
14 番 木村 正雄	15 番 中野 晴人	16 番 末永 恵子
17 番 山近 洋祐	18 番 松田 昭洋（会長職務代理者）	
19 番 大野 耕作（会長）		

5 欠席委員（1人）

11 番 岡島 史真

6 関係人

農林水産課農業振興班 主査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長	坂野 茂
事務局長補佐	長谷川 浩司
書記	坂倉 幸三

8 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和3年2月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案6件、報告事項3件でございます。 慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。 引き続き、1月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。 (会議等の報告)
議長	それでは、ただ今から令和3年2月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 15番、中野晴人委員、16番、末永恵子委員、よろしくお願いをいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和3年2月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号1。 土地の所在、大字俵山字榎木、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,552㎡。ほか1筆、計2,937㎡。 譲受人は、俵山▲▲▲▲番地、●●●●さん。 譲渡人は、福岡県北九州市小倉南区朽網東▲丁目▲▲番▲▲号、●●●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、現在、農事組合法人から委託を受け管理し

ている農地であり、水路の管理も既に行っていることから、譲渡人からの申し出により、これに応じ、取得後は、農事組合法人に預け、今までどおり管理する。譲渡人は、現在、農事組合法人に預けているが、高齢のために、在住している福岡県から帰省することが困難となり、農地の管理ができないため、譲受人に売り渡すこととしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。長門市役所俵山出張所から北へ3.2 kmに位置する農地です。

また3 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、農地法関係事務に係る処理基準について第3の3の(4)②ただし書による案件ですので、農事組合法人への貸付地を含めた面積となり本市の5,000 m²以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件についてですが、申請地は、所有権移転後も譲受人の●●●●さんも構成員となっている、農事組合法人●●●●●●●●●●が引き続き耕作を行うこととなります。

農地法関係事務に係る処理基準について第3の3の(4)②ただし書には、「農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるときに限り、当該構成員が自らの耕作又は養畜の事業に供することが、可能となる時期に関わらず、所有権の取得を認めることができるとされています。

今回のケースについては、引き続き、農事組合法人●●●●●●●●●●が営農を継続することから、当該農用地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 引き続いて、当地区担当の 6 番、河野委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

6 番 当地区担当の 6 番、河野です。補足説明をさせていただきます。
2 月 5 日、大野会長、事務局、藤井推進委員さんと私とで現地を確認いたしました。

この農地は現在、農事組合法人●●●●●●●●●●から委託を受けており、●●さんが、法人の構成員として作られております。

この度、不在地主である●●さんより、高齢のために農地の管理が出来ないということで申し出があり、●●さんに譲ることになったそうです。

農地は●●さんの自宅から約 800m にあり、譲受けた後も引き続き法人に預け、●●さんが法人の構成員として作られるということで、なんら問題はないと思われます。

慎重審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。
続きまして、2 番をお願いいたします。

事務局長 番号 2。
補佐 土地の所在、大字俵山字槇木、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 683 m²。ほか 2 筆、計 1,601 m²。

譲受人は、俵山▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、福岡県北九州市小倉南区朽網東▲丁目▲▲番▲▲号、●●●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。番号 1 と同様に、●●●●さんから

●●●●さんへの所有権移転となりますが、本案件は自ら耕作されるものとなります。

理由としまして、譲受人は、譲渡人から申し出があり、後継者もいることから、これに応じ、取得後は、水田及び畑として利用したい。譲渡人は、高齢のために在住している福岡県から帰省することが困難となり、農地の管理ができないため、譲受人に売り渡すこととしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び4 ページをご覧ください。長門市役所俵山出張所から北へ3.2 kmに位置する農地です。

また5 ページから6 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の5,000 m²以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の6番、河野委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

6 番

当地区担当の6番、河野です。補足説明をさせていただきます。

2月5日、大野会長、事務局、藤井推進委員さんと私とで現地を確認いたしました。

この度、不在地主である●●さんより、ご高齢のために農地の管理が出来ないということで申し出があり、●●さんに譲ることになったそうです。

農地は●●さんの自宅から約800mにあり、譲受けた後は、水田及び畑と

して利用されるということで、なんら問題はないと思われます。
慎重審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。
続きまして、3番をお願いいたします。

事務局長
補佐 では、2ページをご覧ください。
番号3。

土地の所在、大字俵山字榎木、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況とも
に田、面積は1,999㎡。ほか1筆、計2,484㎡。

譲受人は、東深川▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、福岡県北九州市小倉南区朽網東▲丁目▲▲番▲▲号、●●●●
●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人から申し出があり、実家のすぐ後ろ
にある農地であり、耕作することに便利であることから、これに応じるこ
ととしたもの。譲渡人は、現在、耕作放棄地となっているが、高齢のため
に在住している福岡県から帰省することが困難となり、農地の管理ができ
ないため、譲受人に売り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び7ページ
をご覧ください。長門市役所俵山出張所から北へ3.3kmに位置する農地で
す。

また8ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、
ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状
況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利

用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続き、当地区担当の 6 番、河野委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

6 番

当地区担当の 6 番、河野です。補足説明をさせていただきます。

2 月 5 日、大野会長、事務局、藤井推進委員さんと私とで現地を確認いたしました。

この度、不在地主である●●さんより、高齢のために農地の管理が出来ないということで申し出があり、●●さんに譲ることになったそうです。

農地は●●さんの実家のすぐ後ろにあり、耕作するには便利であることから、これに応じることになったとのことです。

現在、休耕田ですが、ご家族で耕起から収穫まで行い、今後はさまざまな野菜を作られるということで、なんら問題はないと思われます。

慎重審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長	挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。 続きまして、4 番をお願いいたします。
事務局長 補佐	それでは 4 番に参ります。 この案件を含めまして番号 4 から番号 6 につきましては、17 ページの報告事項 1、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定によるあっせんの届出を受理したものに關連するものとなります。 農地中間管理機構が農地売買等事業の実施により権利を取得する場合、農業委員会へ届け出るようになっており、令和 3 年 1 月 15 日付けで受理し、同年 1 月 25 日付けで所有権移転登記が完了しています。 それでは、説明に入ります。 番号 4。 土地の所在、大字日置中字河内田、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 763 ㎡。ほか 1 筆、合計 2,488 ㎡。 譲受人は、日置中▲▲▲▲番地、株式会社●●●●、代表取締役●●●●●さん。 譲渡人は、山口市葵▲丁目▲番▲▲号、公益財団法人●●●●●●●●●●●●●●●●●●。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人が、生産基盤の規模拡大のため。譲渡人が、農地売買等事業に供するためというものです。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 9 ページをご覧ください。J R 山陰本線長門古市駅から西北西へ約 1.4 k m に位置する農地です。 また、10 ページには公図を添付しております。 農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。 第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。 第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。 第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 ㎡以上の要件は満たしております。 第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作される

ものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続き、当地区担当の 16 番、末永委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

16 番

当地区担当の末永です。

今回の事案は、不在地主から公益財団法人●●●●●●●●●●を介して、地元の中核農家への売買です。

申請地は以前から利用権設定により、譲受人が水稻を耕作されておられました。

現地は、ほ場整備田ですけれども、川沿いの変形した農地です。

また取水水路からは一番奥に位置しているため、水が行き渡らず、川からポンプアップして水を確保されておられるとのことで、条件が良いとはいえず、望んで購入される方も少ないであろうことと、将来的に不在地主の農地荒廃が問題になろうであろうことをかんがみ、今回の売買は望ましいと考えます。

皆様のご審議をよろしく、お願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、5 番をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号 5。

土地の所在、大字日置中字の場、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,600 m²。ほか 5 筆、合計 9,871 m²。

譲受人は、日置下▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、山口市葵▲丁目▲番▲▲号、公益財団法人●●●●●●●●●●●●●●。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人が、生産基盤の規模拡大のため。譲渡人が、農地売買等事業に供するためというものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 11 ページをご覧ください。J R 山陰本線長門古市駅から西へ約 1.5 k m に位置する農地です。

また、12 ページから 14 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 16 番、末永委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

16 番

当地区担当の末永です。

この案件も議案の番号 4 と同じく、元々は不在地主で、公益財団法人●●●●●●●●●●●●●●を介して、新規就農の若者への売買です。

申請地は以前から利用権設定により、譲受人が耕作されておられ、昨年は水稻を作付けされました。

譲受人は現在、生産牛の飼育を中心に水稻、大豆、飼料などを多種にわたり耕作しておられます。

近隣で農業をされている方々のためにも、適切に管理、利用される方が地権者になれることが、望ましいと考えます。

皆様のご審議をよろしく、お願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、6 番をお願いいたします。

事務局長
補佐

では、3 ページをご覧ください。

番号 6。

土地の所在、大字向津具下字上ヶ田、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 326 m²。

譲受人は、油谷向津具下▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、山口市葵▲丁目▲番▲▲号、公益財団法人●●●●●●●●●●●●●●●●●●。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人が、生産基盤の規模拡大のため。譲渡人が、農地売買等事業に供するためというものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 15 ページをご覧ください。長門市役所向津具出張所から北東へ約 600m に位置する農地です。

また、16 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 10 番、大汐委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

10 番

10 番、大汐です。

補足説明をさせていただきます。

現地確認は 2 月 5 日、大野会長さん、事務局、当地区担当の推進委員の井上さんと私で行っております。

ここは今、ほ場整備をしております。ここの土地につきましては以前から譲受人の●●さんが管理されておりましたが、今、ほ場整備をし、区画整備等で換地等の移動もありますが、今後、●●さんの方で規模の拡大をされるということです。

●●さんにつきましては、農事組合法人●●●●で役員をされ、地域の中でも農地に対して非常に真剣に向き合っておられる方で、今後とも規模拡大されていけると思っております。

慎重審議の程をよろしく、お願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明に入ります。4 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 3 年 2 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字三隅下字込土、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、台帳面積は 420 m²。行為をする面積は 52.42 m²。隣接する一体利用地 107 m²とあわせ全体面積は 159.42 m²。

届出人は、三隅下▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

転用の目的は、私道、進入路の拡張です。

理由としまして、現在、進入路の幅員が狭くクランクになっていて、通行に支障がある。このため、歩行不自由な母がデイサービスを利用する際に、送迎車が自宅まで進入できないことがあることから、幅員を広げて送迎車が入り易くしたい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 17 ページをご覧ください。J R 山陰本線長門三隅駅から西へ約 540m に位置する農地です。

また、18 ページには公図、19 ページには土地利用計画図、20 ページには測量図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の残高証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から今年の3月31日までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、農業用排水路以外の水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

この地区は、私の担当でございますので、簡単に補足説明をさせていただきます。

2月5日、担当の職員3名と三隅地区の宮本推進委員さんと現地調査を行いました。

現地につきましては、事務局から説明がありましたが、山陰本線と三隅バイパスの間に挟まれた小さな集落の中の、ほ場整備がされていない家の前にある、小さい畑の一部でございます。

それぞれこの集落はどこの家に入るのにも市道も狭く、また私道の方も狭い地区でございます。

申請人が申し上げておりますように、デイスサービスの車が入るのに大変狭く、苦労されているようでございます。

申請人ご本人も、老人ホームの職員として勤務に出られております。

一部を埋めて道路の拡幅でございますが、水路も付け替えるようでございます。

周囲の田への迷惑もなく、問題はないと思われます。

各委員さんの慎重審議を、よろしくお願いいたします。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長	挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。
	続きまして、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明に入ります。5 ページをご覧ください。
	議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和 3 年 2 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号 1。 土地の所在、大字東深川字鳥越、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 1,111 ㎡。 権利の種類は、所有権の移転です。 譲受人は、東深川▲▲▲▲番地、●●●●●●●●▲、株式会社●●●●●●。 譲渡人は、仙崎▲▲▲▲番地、●●●●●●さんです。 転用の目的は、4 区画の宅地分譲及び進入路です。 理由としまして、譲受人が、宅地の分譲を計画していたところ、当該土地の周辺は、住宅地化が進んでいる事から買い受けることとしたもの。譲渡人は、現在、耕作もしておらず、今後も耕作する予定もなく、管理をすることが非常に困難なため、申し出を受け、譲る事とした。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 21 ページをご覧ください。J R 山陰本線仙崎支線仙崎駅から南南東へ約 364m に位置する農地です。 また、22 ページには公図、23 ページには土地利用計画図、24 ページには求積図、25 ページから 27 ページには横断図及び縦断図を添付しております。 ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での非線引都市計画区域にある農地で、第 1 種住宅地域に用途指定されております。農地法施行規則第 44 条第 3 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するものと考えます。 次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。 なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。 (1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関から融資証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当

性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に（２）被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、新設の側溝と溜桝から道路側溝に放流し、住宅建築後の汚水については公共下水道により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第５条第２項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の１７番、山近委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

１７番

１７番、山近です。

２月５日、大野会長さん、西川推進委員さん、事務局と私の６名で現地調査をしました。

場所は●●高校近くの住宅地の中にある３種農地で、管理することが困難ということで、ずっと耕作をされておられません。

事務局からありましたように、所有権を移転して造成したいという申請でございます。

被害防除計画もなんら問題ありませんし、承認していいかと思っております。

以上です。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、２番をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号 2。

土地の所在、大字三隅中字西中村、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 938 m²。ほか 1 筆、合計 1,298 m²。隣接する一体利用地 2,744.14 m²とあわせ全体面積は 4,042.14 m²。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、三隅中▲▲▲▲番地、●●●、代表社員●●●●さん。

譲渡人は、広島市東区馬木▲丁目▲▲▲番地▲▲、●●●●●●さんです。

転用の目的は、共同墓地及び駐車場です。

理由としまして、譲受人は、現在、墓地及び駐車場が手狭となり、参詣される方にも利便性のよい寺社に隣接した申請地を選定し、譲渡人へ申し入れを行ったもの。譲渡人は、現在、広島に住んでいることから、耕作することが困難であり、今後も耕作及び管理をする事はできないため、譲渡人の申し出を受け、贈与することとしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 28 ページをご覧ください。長門市役所三隅支所から南東に約 351m に位置する農地です。

また、29 ページには公図、30 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路の側溝に放流し、汚水については発生しないため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 8 番、名和田委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

8 番

8 番、三隅の担当の名和田です。

説明します。2 月 5 日、大野会長、松田推進委員と事務局と私で現地を確認しました。

申請者の●●さんの父親は、宇部市に在住していましたが昨年、死去され、長女の●●さんに相続されました。

この土地は、これまで近所の方が野菜を耕作されていましたが、高齢のため 2 年前に耕作をやめられ、この最近父親の親戚の方がトラクターで雑草がはびこらないように、保全管理をしてこられました。

●●さんは広島市に在住のため、管理ができないということで、この度●●●さんに隣接するこの土地を寄贈したいと申し出られました。

●●●では、葬儀等の時に駐車場が少ないような状況です。

またこの地域は中村地区というんですけれど、墓地は山の方にあり、急な坂道でお墓参りなんかすると難儀する人が多いということで、お墓を平地に移したいという檀家さんもいらっしゃるということです。

このことから田の方を駐車場に、畑の方は斜面になっているので墓地に計画をされているということです。

何ら問題はないかと思えます。

皆さんの慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、3 番をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、6 ページをご覧ください。

番号 3。

土地の所在、大字深川湯本字黄幡、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 400 m²。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

譲受人は、山口市矢原町▲番▲▲号●●▲番館▲▲▲、●●●●さん。

譲渡人は、深川湯本▲▲▲番地、●●●●さんです。

転用の目的は、自己用住宅の建築です。

理由としまして、譲受人は、両親の家の横に自己用住宅を建築し、将来にわたりお互い安心した生活を送りたいと考えている。譲渡人は、娘の希望に添うもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 31 ページをご覧ください。J R 美祢線板持駅から南西に約 429m に位置する農地です。

また、32 ページには公図、33 ページには土地利用計画図、34 ページから 35 ページには、それぞれ平面図と立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、自己資金及び借入金での対応ということで、金融機関の通帳の写し及び住宅ローン借入手続きの案内通知の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、溜樹から道路側溝に放流し、污水については公共下水道により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議 長 引き続き、当地区担当の 7 番、高林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。
- 7 番 7 番、西深川担当の高林です。
2 月 5 日、会長、事務局、私、推進委員の上野さんとで現地に行き確認をしました。
現地は、河原部落の公会堂の裏手の所にあります。
申請者の●●さんは、現在は山口市に住んでいますが、将来のことを考えて実家の側に家を建てることに決められました。
親御さんたちも、安心して生活できると喜んでおられます。
この農地は道の側であり、四角い土地であり、土地もよく管理してあります。
何も問題はないと思いますので、皆様方のご審議を、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。
- (質問、意見なし)
- 議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
- (挙手多数)
- 議 長 挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。
続きまして、4 番をお願いいたします。
- 事務局長
補佐 番号 4。
土地の所在、大字三隅中字田中、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 1,050 m²。
権利の種類は、所有権の移転です。
譲受人は、渋谷▲▲▲▲番地▲、●●株式会社、代表取締役●●●●さん。
譲渡人は、三隅中▲▲▲▲番地▲、●●●●さんです。
転用の目的は、資材置場です。
理由としまして、譲受人は、現在、長門地区を中心に事業展開しており、

今後、萩、山口方面でも事業展開していくうえで、新たに資材置場の確保が必要となったため。譲渡人は、人手不足で、当該申請農地を農地として維持管理する事が困難な状況にあるため、譲渡人に売り渡すこととしたものの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 36 ページをご覧ください。長門市役所三隅支所から東に約 1.1 km に位置する農地です。

また、37 ページには公図、38 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路側溝に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 8 番、名和田委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

8 番

8 番、三隅の担当の名和田です。

2 月 5 日、大野会長、松田推進委員と事務局と私で現地を確認しました。譲渡人の●●さんは、87 歳という高齢です。

この土地で 5、6 年前まで夫婦 2 人で野菜を作っていました。その後、2

人とも体調をちょっと崩して、奥さんは施設に入っています。

長男も外の市に家を建てて住んでいます。

また●●株式会社は、萩、山口方面に建設事業を展開していくようで、鉄骨や木材の資材置場が必要となったためです。

この土地の周りには、宅地化しており河川公園も隣接しています。

何も問題はないかと思います。

皆さんの審議、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 4 号、農地転用の事業計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

7 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農地転用の事業計画の変更について、農地法施行細則第 6 条の規定により、下記事業計画変更承認の申請があったので意見を求める。

令和 3 年 2 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 2 年 12 月の総会でお諮りした案件で、令和 2 年 12 月 21 日付けで許可しております。

申請人は、同じく●●●●さん。

変更の区分は、土地利用計画の変更となります。

当初計画では、建築面積 109.66 m²、建ぺい率 33.3%でしたが、これを変更して建築面積 99.84 m²、建ぺい率 30.3%とし、追加でU字側溝を設置するもので、資金計画も減額となっております。建築請負業者の変更によるものが理由となる、事業計画変更承認の申請となります。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 39 ページをご覧ください。

また 40 ページには公図を、41 ページには土地利用計画図、42 ページから 44 ページには、それぞれ求積図、平面図、立面図を添付しております。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今説明があった通り、12 月の総会で可決した、議案の変更でございます。

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

7 番 7 番、西深川担当の高林です。

●●さんのところは、昨年 11 月 27 日に現地に行き確認をしましたが、その後、雨水のことで請負業者とトラブルがあり、解約をされました。

建築請負業者の変更です。

その他のことは今まで通りでありますので、問題はないと思いますので、皆様のご審議を、よろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐 議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 3 年 2 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

3 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係

る利用権設定の2つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。8ページをご覧ください。

賃貸借ですが、油谷地区が、2件2筆の4,821 m²のみ。

使用貸借が、三隅地区が、2件2筆の3,567 m²。日置地区が、2件6筆の10,684 m²。油谷地区が、1件7筆の5,545 m²。計が、5件15筆の19,796 m²。

合計しますと、三隅地区が、2件2筆の3,567 m²。日置地区が、2件6筆の10,684 m²。油谷地区が、3件9筆の10,366 m²。

全体で、7件17筆の24,617 m²となります。

詳細につきましては、9ページから10ページをご覧ください。

次に、11ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、5件10筆の10,219 m²。長門地区が、5件8筆の14,760 m²。日置地区が、7件23筆の44,508 m²。油谷地区が、3件5筆の5,953 m²。計が、20件46筆の75,440 m²。

使用貸借が、三隅地区が、5件12筆の18,428 m²のみ。

合計しますと、三隅地区が、10件22筆の28,647 m²。長門地区が、5件8筆の14,760 m²。日置地区が、7件23筆の44,508 m²。油谷地区が、3件5筆の5,953 m²。

全体で、25件58筆の93,868 m²となります。

詳細につきましては、12ページから15ページをご覧ください。

基盤強化促進法第18条第3項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

補足説明がありましたら、農林水産課農業振興班栗畑主査からお願いいたします。

農林水産課
農業振興班
主査

農業振興班の栗畑です。

特に補足説明はございません。ご承認の方を、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

4 番

はい。すいません、訂正だけ。

議 長

はい、どうぞ。

- 4 番 10 ページの 6 番の●●●●さんですが、この方の地区名が油谷後畑になっていますが、油谷中畑です。
- 議 長 10 ページの 6 番の訂正を、お願いいたします。
他にどなたか自分の担当地区でお気付きになったことがありましたら、
お願いをいたします。
- (補足説明、意見なし)
- 議 長 議案全体について質問、ご意見はございませんか。
- (質問、意見なし)
- 議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
- (挙手多数)
- 議 長 挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。
- 引き続き、議案第 6 号、農地の権利取得後における下限面積、別段面積の設定にいて、を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。
- 事務局長
補佐 議案第 6 号、農地の権利取得後における下限面積、別段の面積の設定についてです。
農業委員会の適正な事務実施については、平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積、別段の面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。
このため、今年度におきましても下限面積、別段の面積の設定について以下のとおり提案いたします。
令和 3 年 2 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
農地法第 3 条の権利取得後の面積要件は、通常 50 アール以上ですが、平成 17 年の合併以前から油谷向津具上、油谷向津具下、油谷川尻地区については、畜産農家の継承等の観点から特定地区として、県知事の定めによって 10 アールとされておりました。
平成 21 年 12 月の改正農地法の施行に伴い、知事が定めた「別段面積 10 アール」が失効するということで、これの取り扱いについて市長部局等と

の協議の結果、地域における新規就農の促進等で面積を多く求めることが難しいことや農地の荒廃防止等の観点から、そのまま残すこととなり、平成 21 年 12 月 3 日開催の総会において、平成 16 年山口県告示第 688 号で告示された下限面積 10 アールを大字油谷向津具上、油谷向津具下、油谷川尻地区に引き続き設定することを決定し、平成 21 年 12 月 15 日に告示をしたところです。

「農業委員会の適正な事務実施について」が平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積、別段の面積の設定又は修正の必要性について、審議することとなっており、農地利用最適化推進地区別会議においても協議したところ、現行どおりとし、下限面積、別段の面積は、油谷向津具上、向津具下、川尻の向津具地区につきましては、現行の 10 アールの変更は行わないとする。

下限面積の設定理由ですが、農地法施行規則第 17 条第 1 項を適用し、これは農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積の判断基準ですが、昨年と同様設定区域は、自然的経済条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域で、農業委員会が定めようとする別段の面積は、当該設定区域内において農地の事業に供している者の総数の約 4 割であるため。

さらに新規就農促進、農地の荒廃防止等の観点から、引き続き現行の下限面積、別段の面積とすることとして、提案いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

質問、ご意見等はございませんか。

12 月に開催された、地区別会議において一応、了解はとっております。

(質問、意見なし)

議 長

本件、提案のとおり決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、提案のとおり決定をいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項の 1 の説明を、お願いいたします。

事務局長

それでは、報告事項に入ります。17 ページをご覧ください。

報告事項 1、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出の受理について

てでございます。

農地法第3条第1項第13号及び同法施行規則第15条の規定による届出書を受理いたしましたので報告をいたします。

先程説明いたしました、議案第1号4番から6番に関連するものです。
番号1。

令和3年1月15日に届出書を受理しております。

引き続きまして、番号2でございます。

令和3年1月15日に届出書を受理いたしております。

報告事項1につきましては、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項2の説明を、お願いいたします。

事務局長

18ページをご覧ください。

報告事項2、土地現況証明報告、非農地証明でございます。

番号1。

現地については、森林の様相を呈しており、かなりの年数が経過していることから、令和3年2月5日付けにて、会長、河野委員、藤井推進委員、事務局とで現地を確認し、山林として非農地証明をしております。

土地現況証明報告は、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項3の説明を、お願いいたします。

事務局長

19ページをご覧ください。

報告事項3、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。

番号1。

令和3年1月1日に合意解約をしております。

ほか3件の合意解約でございます。

次に、20 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約です。

番号 1。

令和 2 年 8 月 31 日に合意解約しております。

ほか 13 件の合意解約です。

なお、番号下のカッコ内の番号は、関連した同じ農地の転貸借での合意解約を記載した番号となります。

次に、25 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約による、耕作者の変更でございます。

番号 1。

令和 2 年 12 月 24 日に合意解約され、令和 2 年 12 月 25 日より耕作者が変更されています。

ほか 1 件の耕作者変更でございます。

報告事項は、以上になります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、それぞれ担当されている地区で何か補足説明等がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(補足説明、意見なし)

議 長

以上で、報告事項、その他について終わります。

続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いします。

事務局長
補佐

それでは事務連絡ですが、本日お手元にお配りしました令和 3 年度の定例総会開催予定日及び申請書締切日の案ですが、本年度たまたま子牛市場の日とかぶった日がございましたので、一応そういう日は除いてはいるのですが、農業者の人が多く集まるイベントだとか、そういったものがあれば、今月中にお電話等でご連絡の方をいただければと思います。

何もなければ、案を除いたものを正式に 3 月の総会の時に確定ということで再度、配布いたしますので、よろしくお願いいたします。

3 月の定例総会ですが、3 月 15 日、月曜日、午前 9 時 30 分から、市役所 3 階大会議室で開催します。会場が本日総会を開催した 4 階から 3 階へ変更となっていますのでご注意ください。

なお、現地調査につきましては 3 月 5 日、金曜日を予定しておりますので、該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

もし変更があれば、ご連絡いたします。

次に農地利用最適化推進地区別会議についてですが、既にご案内しておりますとおり、2月22日、月曜日が10時から長門地区、14時から三隅地区で開催します。2月25日、木曜日は10時から日置地区、14時から油谷地区で開催いたします。

事務連絡については、以上となります。

議 長

以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。
委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
大変お疲れ様でございました。
ありがとうございました。

終了時間 午前10時55分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和3年2月15日

長門市農業委員会会長

大 野 耕 作



議事録署名委員

中 野 晴 人



議事録署名委員

末 永 恵 子

